



令和5年3月10日（金） 16:00

○行政処分に関するお問い合わせ先

介護高齢課居宅サービス係（内線2575）

TEL 027-226-2574

○監査に関するお問い合わせ先

監査指導課監査指導第二係（内線2554）

TEL 027-226-2554

介護保険事業者の行政処分について

このたび、下記の事業者が運営する指定訪問介護事業所及び指定通所介護事業所に対し、次のとおり介護保険法第77条第1項による行政処分を行いました。

1 対象事業者等

事業者の名称 社会福祉法人龍峰会

事業者の住所 藤岡市浄法寺1881番地6

2 対象事業所等・処分内容

名称	訪問介護みたけ	セレクトデイサービスみたけ
所在地	藤岡市浄法寺1881番地6	藤岡市神田935-1
サービスの種類	指定訪問介護	指定通所介護
指定年月日	平成18年10月1日	平成30年10月1日
事業所番号	1070900624	1070901432
処分内容	指定の取消	指定の取消
申し渡し日	令和5年3月10日	令和5年3月10日
効力発生日	令和5年4月10日	令和5年4月10日

3 処分の理由

(1) 訪問介護みたけ

○不正請求（介護保険法第77条第1項第6号該当）

- 事業者が作成した訪問介護記録について、訪問介護サービスの提供と御嶽養護老人ホームやケアプランセンターみたけの担当者会議等の実施時間帯と重複するものが多数認められており、訪問介護サービスの実施状況を確認しないまま介護給付費を不正請求し受領した。
- 養護老人ホームと訪問介護を兼務する支援員が、養護老人ホームに1人のみとなる時間帯に身体介護が中心である訪問介護サービスを提供し、介護給付費を不正請求し、受領した。
- 訪問介護員が居宅介護支援事業所のサービス担当者会議に出席しているにもかかわらず、訪問介護サービスを提供したとして記録をねつ造し、介護給付費を不正請求し、受領した。
- 不正請求期間 令和2年4月分～令和4年5月分
- 不正請求額（概算） 2,035,580円（780回、対象利用者34人）

(2) セレクトデイサービスセンターみたけ

○不正請求（介護保険法第77条第1項第6号該当）

- 管理者が個別機能訓練加算の算定要件を知っており、要件が満たされていないにもかかわらず、当該個別機能訓練加算を不正請求し、受領した。
- 不正請求期間 令和2年1月分～令和4年5月分
- 不正請求額（概算） 5,433,230円（1,302回、対象利用者101人）